エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス腟錠一〇〇㎎、ルテウム腟用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン腟用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠、ユバンシ配合錠、リブマーリ内用液一〇㎎／mL、ビルベイ顆粒二〇〇μg、ビルベイ顆粒六〇〇μg（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、イドビンソ配合錠及びドジョルビ内用液一〇〇％

（二）・（三）　（略）

○厚生労働省告示第二百十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
20462046から2052まで	（略）	（略）				
					なし	
					（略）	
					4あり	ボナチニブ塩酸塩、ルキソリチニブリン酸塩、モメロチニブ塩酸塩、フェドラチニブ塩酸塩、ダサチニブ一水和物、ポスミチニブ塩酸塩、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、ポナチニブ塩酸塩、ルキソリチニブリン酸塩、モメロチニブ塩酸塩、フェドラチニブ一水和物、ダサチニブ、ポスミチニブ塩酸塩、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、ポナチニブ塩酸塩、ルキソリチニブリン酸塩、モメロチニブ塩酸塩、フェドラチニブ、ダサチニブ一水和物、ポスミチニブ塩酸塩、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、J033（41に限る。）、G005、J045なし
（略）						

改　正　前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
20462046から2052まで	（略）	（略）				
					なし	
					（略）	
					4あり	ボナチニブ塩酸塩、ルキソリチニブリン酸塩、モメロチニブ塩酸塩、ダサチニブ一水和物、ポスミチニブ塩酸塩、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、J033（41に限る。）、G005、J045なし
（略）						